

○成果

生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応し、被災者に寄り添う「特別行政相談活動」を展開

○今後の課題と対応方針

今後の災害でも被災者支援に万全を期するため、自治体との連携を強化し、特別行政相談活動を更に充実

成果（1年の姿）

- ①生活支援情報を一冊にまとめたガイドブックを被災者に配布
- ②災害専用フリーダイヤルを設置
- ③被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所を開設

→上記の取組は発災直後から継続中であり、

- ・被災者に支援情報を迅速に提供（ガイドブックを約2.3万部配布）
- ・被災者のお困り事にきめ細やかに対応（約6,000件の相談に対応）

（相談対応例）2次避難先の市町村の窓口において、マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定ができるようにした



【特別行政相談所】
（石川県内で145か所で開設）

今後の課題と対応方針

今後の災害に備え、平時から自治体と連携を強化し、ガイドブックを国・自治体共通の被災者向けの情報発信ツールにする等の取組を進める

1 罹災証明書の発行（概要は内閣府HPへ）

◆「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

（中略）

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	資産税課	076-220-2151	内灘町	住民課	076-286-6701
七尾市	り災証明書コールセンター	0767-57-5518	志賀町	税務課	0767-32-9141

【ガイドブック】

○成果

・被災自治体において不足する人員について、**全国の自治体から職員を派遣し支援**

○今後の課題と対応方針

・令和8年度に被災自治体において不足する人員について、全国の自治体からの職員派遣の調整

成果

- ①被災自治体において不足する人員について、全国の自治体から職員を派遣し支援

【被災市町への短期の職員派遣】

<令和6年能登半島地震>

○発災直後から避難所運営や、罹災証明書の交付に向けた住家被害認定調査などの業務を支援。令和6年8月4日をもって終了。

- ・最大時：17市町 1,263名（令和6年1月26日時点）
- ・延べ人数：18市町 115,959名（～令和6年8月4日）

<令和6年9月20日からの大雨>

○発災直後から避難所運営や、罹災証明書の交付に向けた住家被害認定調査などの業務を支援。令和6年11月30日をもって終了。

- ・最大時：3市町 94名（令和6年10月14日時点）
- ・延べ人数：3市町 3,310名（～令和6年11月30日）

【被災市町への中長期の職員派遣】

○「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を活用するとともに、関係省庁や関係団体と連携し対応。

○被災自治体からの中長期の人的支援の要望を満たすべく、令和6年度に319名、令和7年度に319名の派遣を決定し、順次派遣。



災害マネジメント支援



現場での測量業務

今後の課題と対応方針

○令和8年度における被災自治体からの中長期の人的支援の要望を満たすべく、被災県からの職員派遣に加え、関係省庁や関係団体と連携して調整した。310名の派遣を決定し、令和8年4月以降順次派遣。

- ②「応急対策職員派遣制度」の要綱等改正

令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、「応急対策職員派遣制度」の要綱等を改正（令和6年10月19日施行）し、派遣の長期化に備え、必要に応じて総括支援団体の交代や追加を行うなど見直しを行った。